

## 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、奈良市もてなしのまちづくり条例（平成21年奈良市条例第18号。以下「条例」という。）第23条の規定により、奈良市もてなしのまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (部会)

第4条 条例第21条に定める事項のうち、特定の事項を具体的に推進するため、必要に応じて委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の部会長及び部会員は、委員のうちから、市長が指名する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指名した部会員のほか、委員以外の者を部会員に委嘱するものとする。
- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、協働推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第34号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。